省令

○文部科学省令第三十号

スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）第五条の規定に基づき、及び同法の規定を実施するため、スポーツ振興投票の対象試合における選手、監督、コーチ及び審判員の登録に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十一月二十七日

文部科学大臣　下村　博文

スポーツ振興投票の対象試合における選手、監督、コーチ及び審判員の登録に関する省令の一部を改正する省令

スポーツ振興投票の対象試合における選手、監督、コーチ及び審判員の登録に関する省令（平成十二年文部省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十三条」を「第二十三条第一項」に、「財団法人日本サッカー協会（」を「公益財団法人日本サッカー協会（」に改める。

第四条中「財団法人日本サッカー協会」を「公益財団法人日本サッカー協会」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。